

## ■障がい児通所給付

### ◇サービス種類

| 障がい児通所給付    |  |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います(旧制度:肢体不自由児通園施設、難聴児療育教室等の名称)。                 |
| 医療型児童発達支援   | 未就学で、肢体不自由のある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。                                 |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援    | 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。   |

| 障がい児相談支援   |
|--|
| 障がいのある児童が上記のサービスを利用する際に、ご本人やご家族の希望、状況等を確認しながら、サービス等利用計画を作成します。<br>また、ご本人、ご家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行いながら、サービス等の利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し(モニタリング)を行います。 |